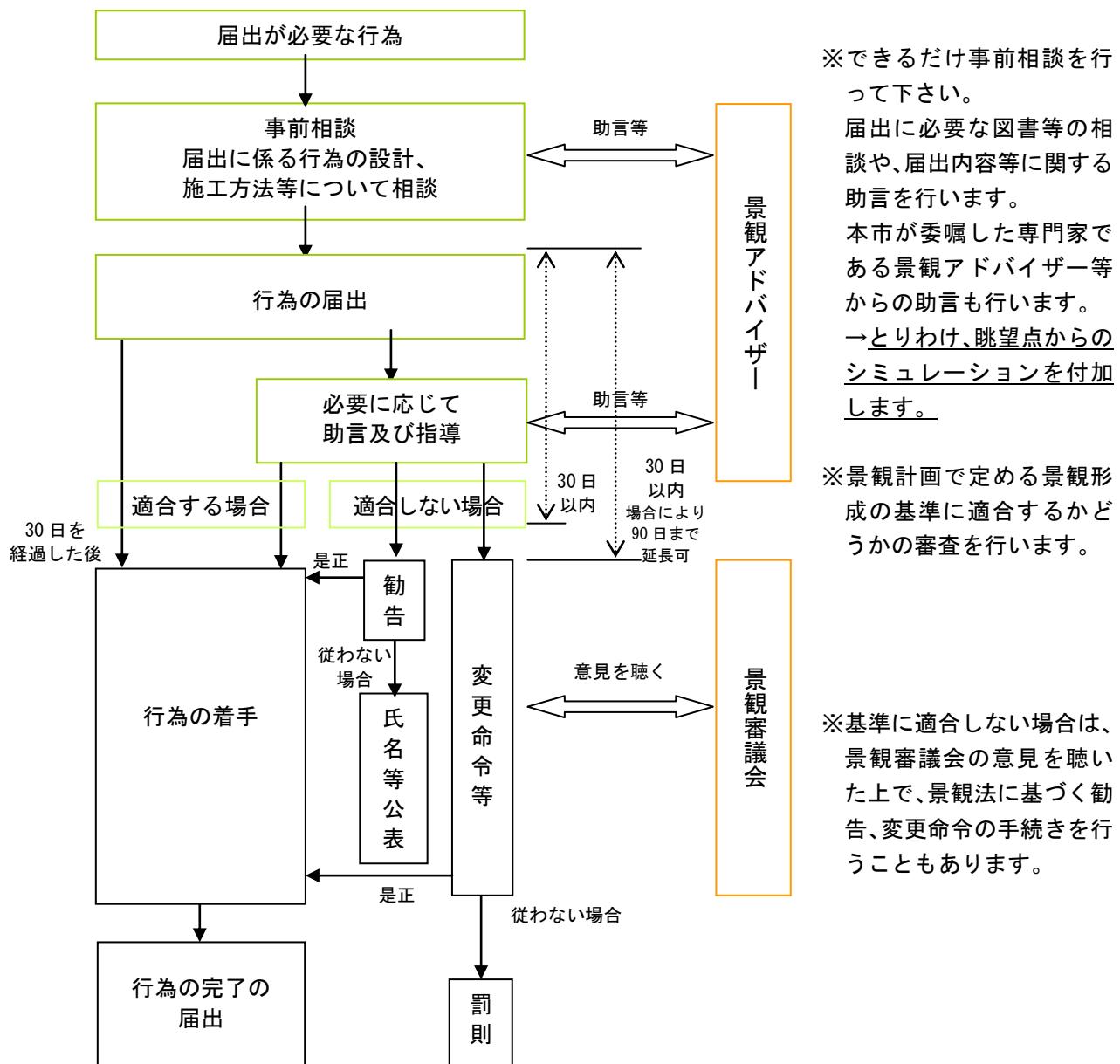


○届出の流れ



※注意事項

- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条第1号）。
- ・景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物又は工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- ・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。